

前橋市監査委員公表第 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により、消防局、教育委員会事務局の定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 3 年 1 0 月 1 1 日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

内 監

令和3年10月11日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 横 山 勝 彦 様
前橋市教育委員会教育長 吉 川 真由美 様

前橋市監査委員

同

同

同

根 岸 隆 夫

長 岡 敏 夫

中 林 章

小曾根 英 明

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和２年前橋市監査委員告示第１号）に準拠し実施しました。

2 監査対象部局

消防局

総務課、予防課、警防課、通信指令課

教育委員会事務局

学校教育課、青少年課

3 監査期間

令和３年８月２４日から同年１０月１１日まで

4 監査対象

令和３年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和２年度も対象としました。

5 監査委員の除斥

根岸隆夫監査委員については、平成３０年度において教育次長に就任していたことから、学校教育課の監査のうち、体育館アリーナ天井落下防止対策に係る監査において、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条の２の規定により、除斥としました。

6 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

7 監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長

に対して改善等を指導しました。

(1) 消防局総務課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

消防局庁舎非常用発電装置保守点検業務、消防局庁舎空気調和設備保守点検業務の契約書において、契約規則第 5 3 条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(2) 消防局予防課（指摘事項 1 件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

令和 2 年度幼年少年女性防火クラブ推進委員会運営補助金において、概算払を行った補助対象事業である防火のつどい開催事業が中止になったことにより、補助金の戻入手続は行われていたが、交付要項に規定する変更等承認申請書の提出を補助事業者から求めておらず、変更承認の決定を行っていなかった。

補助金等交付規則第 8 条、補助金交付要項にのっとり、適正な事務処理となるよう改善されたい。

(3) 消防局警防課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

救急救命士気管挿管病院実習の契約書において、契約規則第 5 3 条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、委託期間の終了の日、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 消防局通信指令課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

多言語通訳サービス業務において、1 か月の受付件数 2 0 件を超過した場合の超過費については、見積合わせ通知書及び仕様書に記載がなく、予定価格の積算にも含まれていないが、相手方から提出された見積書には超過費の記載があり、仕様書等に記載のない、相手方の付した超過費を支払う条件で契約を締結していた。

契約規則、役務等業務に係る契約事務取扱要領及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(5) 教育委員会事務局学校教育課（指摘事項 3 件、要望事項 1 件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

前橋市内学校の児童生徒対外運動競技参加補助金において、参加する大会の開催要項に定める人員について補助対象とすべきところ、大会の要項にマネージャーについての定めがないにもかかわらず、マネージャーを人員に含めて補助金交付をしたものがあった。

過剰交付した補助金は補助金等交付規則第 1 2 条及び第 1 3 条にのっとり速やかに返還を求めるとともに、同規則第 1 0 条及び補助金交付要項にの

っとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 備品の管理について（指摘事項）

市立前橋高等学校の備品の管理において、すでに廃棄済であるが不用の決定及び廃棄の事務処理を行っていないものが見受けられた。

財務規則第 2 2 7 条及び第 2 2 8 条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

ウ 排水処理について（指摘事項）

市立前橋高等学校体育館前ラウンジ出入口が外階段下部にあり、そこに設置された雨水排水設備の機能不全により、雨水が建物内に流入することがあった。その後も設備は改善されず、雨水が建物内部に流入する恐れがあるため、降雨時は土のうを積むことにより雨水流入防止の対応をしていた。

雨水排水設備の機能を回復するよう改善されたい。

エ 体育館アリーナ天井落下防止対策について（要望事項）

市立前橋高等学校体育館メインアリーナの天井は、建築基準法施行令に定める特定天井に該当することから、文部科学省の通知「学校施設における天井落下防止対策の一層の推進について（平成 2 5 年 8 月）」及び「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き（平成 2 5 年 8 月）」に基づき、令和元年度に天井落下防止ネットを設置している。

同手引きにおいて、この落下防止ネットは、天井撤去等の対策を実施するまでの間の応急的な措置として実施するものとされており、同通知では、天井の耐震化対策としては天井撤去を中心とした対策の検討を求めている。

よって、同通知及び同手引きにのっとり、天井撤去を中心とした対策を検討されたい。

(6) 教育委員会事務局青少年課（指摘事項 2 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

スクールロイヤーの推薦に関する協定書において、スクールロイヤー活用事業に係る費用及び報酬の額については、毎年度締結する契約書に係る予定価格の根拠となるため、毎年度協議して別に定めるべきところ、協定書と一体となった別紙として費用及び報酬の額を定め、協定書の自動更新条項を適用して運用していた。

会計年度独立の原則から、歳出予算に基づく契約その他の行為は当該年度内に限って行われるものであるため、同協定書に規定する費用及び報酬の額は、自動更新条項を適用せず毎年度協議して別に定めるよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（指摘事項）

児童文化センターの多目的ホールメンテナンス通路は、建築基準法第 1 8 条第 2 項に規定する計画通知において、延べ面積等に算入されておらず用途が無いため、建物のメンテナンス以外に使用することができないが、物品が置かれていた。

物品を移動するなど、計画通知にのっとり建物の使用となるよう改善されたい。